

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300021261**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、新通貨選択利率更改型終身保険です。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

R3563-01

M2510529-B2 2025.10 SAP MSPL-2510-A-0074-00

しあわせ、ずっと4

新通貨選択利率更改型終身保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット	契約概要	注意喚起情報	Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内
P1～	P19～	P31～	裏表紙

ご注意 この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命

『しあわせ、ずっと4』は、お客さまのニーズに応じてコースを選べる、通貨選択型の一時払終身保険です。

※ご契約時に選択したコースは、以後、別のコースに変更できません。

生涯にわたる死亡保障を確保しながら、「ふやしたい」「受取りたい」の想いにお応えします。

商品パンフレット

資産(保障)をしっかりふやしたい



☑ 相続の備え

大切な家族に資産をのこす



☑ 住まいのリフォーム

ふやした資産を自分でつかう



☑ 結婚・子育て資金の援助

受取るたのしみがほしい



☑ 家族旅行



☑ 友人との食事会・趣味



☑ 子や孫へのプレゼント

受取った資産を自分でつかう



積立コース

複利運用で着実にふやします



※主契約(新通貨選択利率更改型終身保険)または主契約に円建終身移行特別を適用した契約を「積立コース」と表示しています。

P3~P4

定期支払コース

ふえた分を毎年受取れます



※主契約(新通貨選択利率更改型終身保険)に定期支払特別を適用した契約を「定期支払コース」と表示しています。

P5~P6

複利運用で着実にふやしながら、生涯にわたる死亡保障を確保できます。



この商品は「生命保険」です。



複利で着実にふやします

契約日(更改日)の積立利率を、10年間適用し、契約通貨建てでふやします。

生涯にわたる保障でずっと安心

生涯にわたる死亡保障があり、大切なご家族にのこすことができます。

契約通貨
外貨

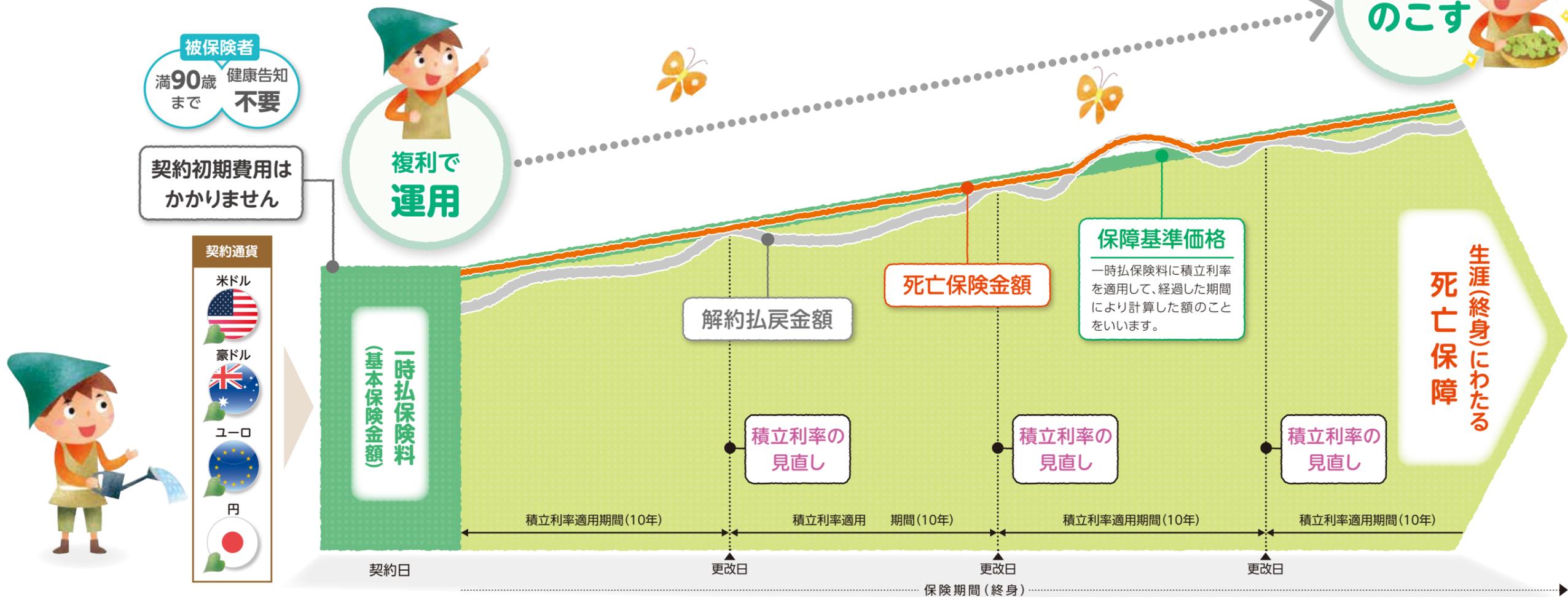
円建終身に移行できます

ご契約後、ご契約者のお申し出により、解約払戻金の円換算額*を原資とした円建終身に移行することができます。

*移行日の市場金利・為替相場によっては、一時払保険料の円換算額を下回る場合があります。

⚠️ 円建終身へ移行した場合に適用される利率は、移行前に円の契約通貨に適用される積立利率とは異なります。

<イメージ図>



⚠️ ご注意ください

この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**
また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

くわしくは P31~P33

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。
実際の積立利率は、各更改日に改めます。
※契約日および更改日に適用される積立利率は、契約通貨、被保険者の年齢(80歳以下と81歳以上)によって異なります。

ふえた分を毎年受取りながら、生涯にわたる死亡保障を確保 できます。



預金とは異なり
元本保証は
ありません。



定期支払金を 毎年受取る

ご契約の1年後から、積立利率による運用でふえた分を、毎年お受取りいただきます。

※定期支払金の受取人は契約者となります。

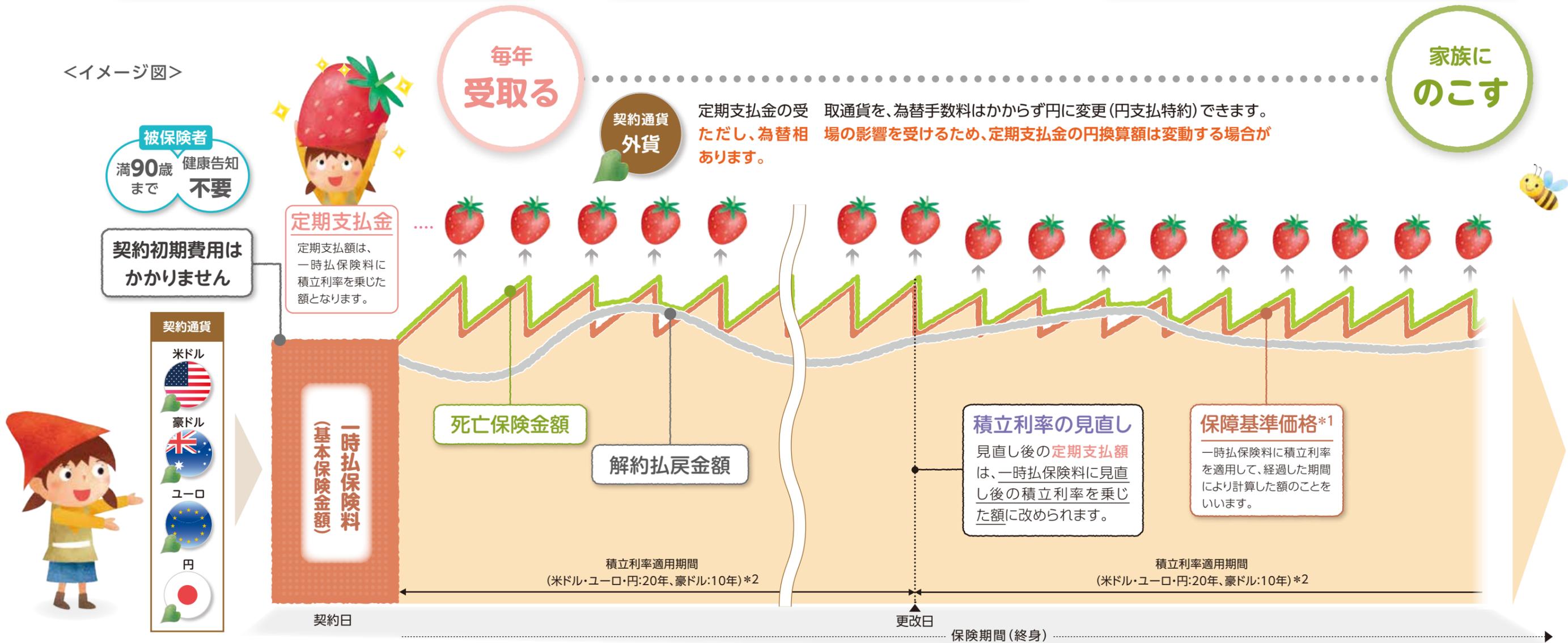
受取るた のしみ ずっと 続く

積立利率を見直し ながら、定期支払は
一生涯続きます。

死亡保障を確保

一時払保険料(契約通貨建て)以上を死亡
保険金としてのこすことができます。

<イメージ図>



⚠️ ご注意ください
 この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**
 また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。** **〈わしくはP31~P33〉**

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
 ※契約日および更改日に適用される積立利率は、契約通貨、被保険者の年齢(80歳以上と81歳以上)によって異なります。

*1 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。
 *2 積立利率適用期間は、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。

定期支払金の税務について、P45~P46の参考3もご覧ください



お客さまのご要望に応じてできること

積立コース・定期支払コース 共通



将来、介護が必要になったときにこの保険を活用できないかな？

「介護年金移行特約」で、将来の死亡保障にかえて解約払戻金を原資とした介護年金に移行することもできます。



CHECK!

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されているなどの条件があります。

介護保障については、P11もご覧ください



今は家族にのこすつもりだけど、自分でつかいたくなったら？

「年金移行特約(定額保険用)」で、将来の死亡保障にかえて解約払戻金を原資とした年金支払に移行することもできます。



CHECK!

契約日から1年経過以後であるなどの条件があります。

POINT!



年金受取人にかわって年金等を請求できる指定代理請求特約や保険契約者代理特約があります。

「介護年金移行特約」「年金移行特約(定額保険用)」とあわせて、詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



- 被保険者の生涯にわたり死亡保障が継続します。
- 保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受取りいただけます。

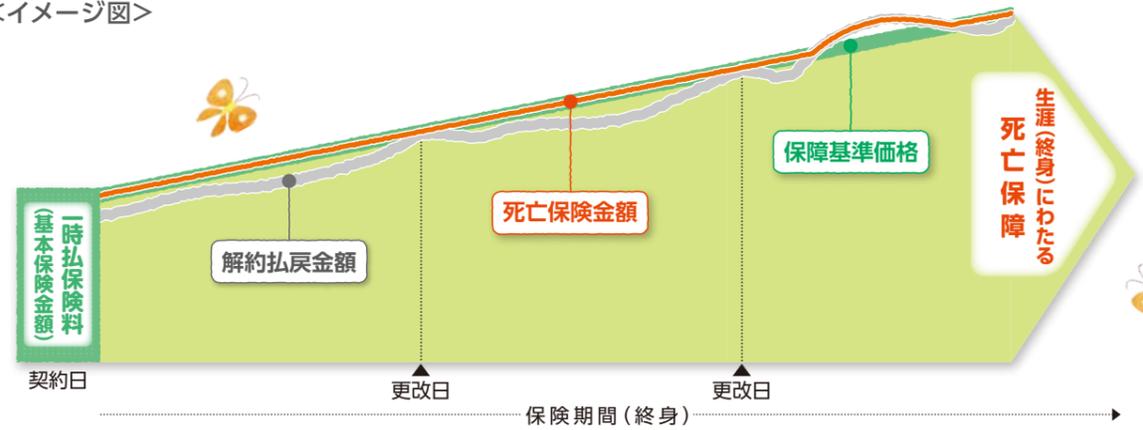
死亡保険金額

積立コースの死亡保険金額

■ 被保険者が死亡された日の

保障基準価格 **解約払戻金額** のいずれか大きい額

<イメージ図>



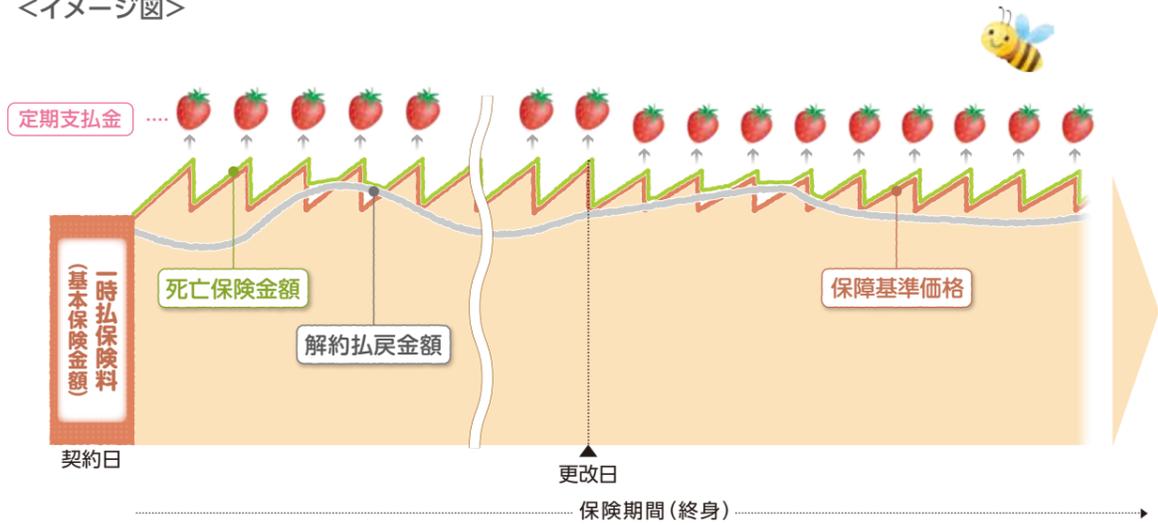
※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
 ※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

定期支払コースの死亡保険金額

■ 被保険者が死亡された日の

保障基準価格 **解約払戻金額** のいずれか大きい額

<イメージ図>



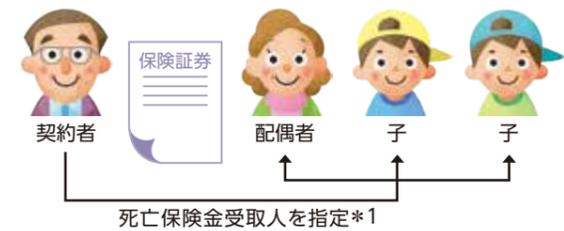
※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

家族へ安心をのこすポイント

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい人」へのスムーズな財産承継を生前から準備いただけます。

【例】



- 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。
- 死亡保険金は「受取人固有の財産」となり、のこしたい人にのこせます。

相続について、P48の参考5もご覧ください

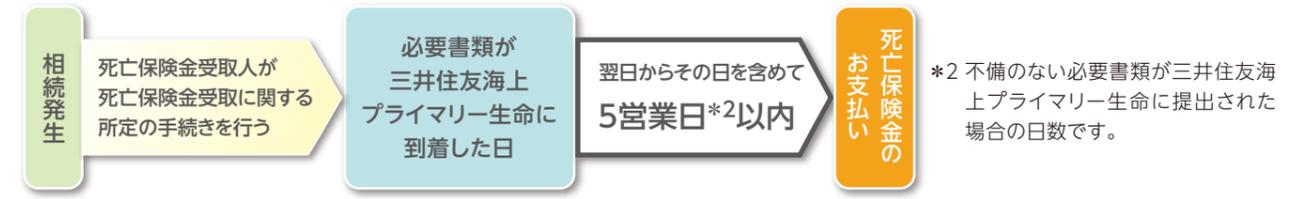
*1 死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

すぐに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、所定の手続きを行っていただくことにより迅速に支払われ、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、**死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。**

※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

死亡保険金は家族の当面の資金や納税資金に充てられるのかあ。



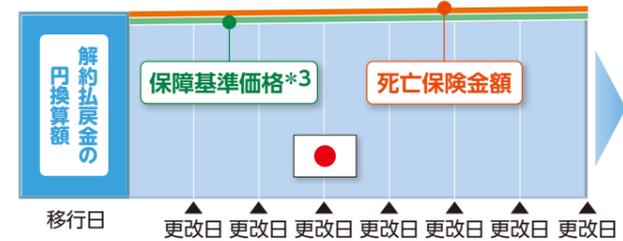
*2 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

積立コース

契約通貨が外貨の場合、円で死亡保障を確保することができます。

円建終身への移行後の死亡保険金額は、被保険者が死亡された日の**保障基準価格*3**です。

<円建終身へ移行後のイメージ図>



*3 円建終身への移行後の保障基準価格は、移行日の解約払戻金の円換算額に円建終身適用利率を適用して経過した期間により計算します。

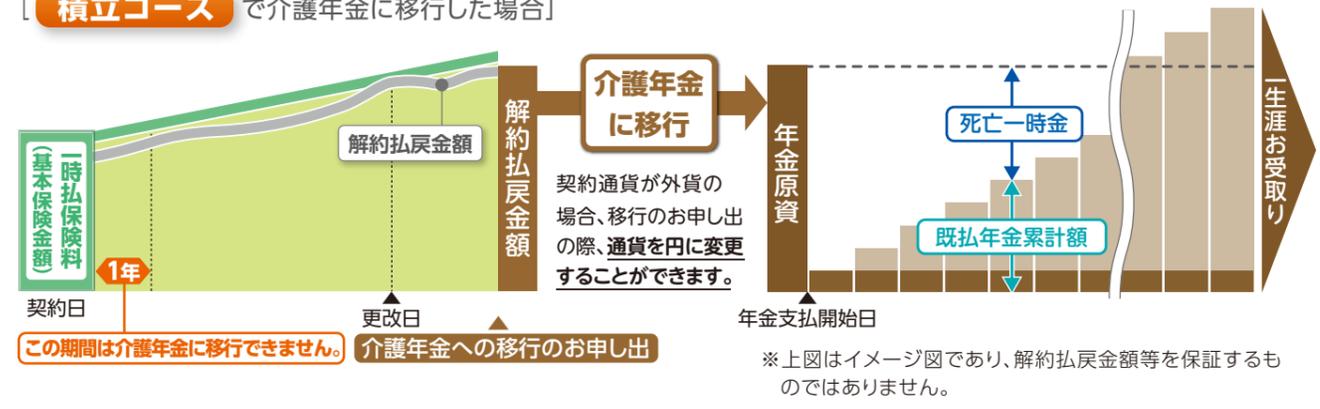
要介護2以上と認定されている場合、介護年金に移行できます



- **介護年金移行特約**を付加することで、解約払戻金を原資とした介護年金に移行することができます。
- 年金支払開始日以後、**毎年定額の年金を一生**お支払いします。

<イメージ図>

[**積立コース** で介護年金に移行した場合]



- 不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日が、第1回の年金支払日(年金支払開始日)となります。
- 介護年金へ移行後、既払年金累計額が年金原資の額に到達する前であれば、将来の年金を**一括**でお受取りいただくことができます。
- 被保険者が死亡された場合、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を、**死亡一時金**としてお支払いします。

移行の条件

- 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されていること。
- 契約日から1年経過以後であること。
- 年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳以下であること。

※「要介護2以上」とは、2025年6月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。

ご注意ください

- **年金原資となる解約払戻金は、市場金利の変動の影響や解約控除等により、一時払保険料を下回る可能性があります。(円建終身への移行後は、市場金利の影響や解約控除の適用はありません。)**
- 年金額が所定の金額に満たない場合、介護年金への移行はできません。
- 介護年金への移行後に、再度、契約通貨建ての終身保険または円建終身に移行することはできません。
- 年金の一括支払を選択した場合、契約は消滅し、以後の年金等のお支払いはありません。

公的介護保険の要介護度別の身体状態の目安

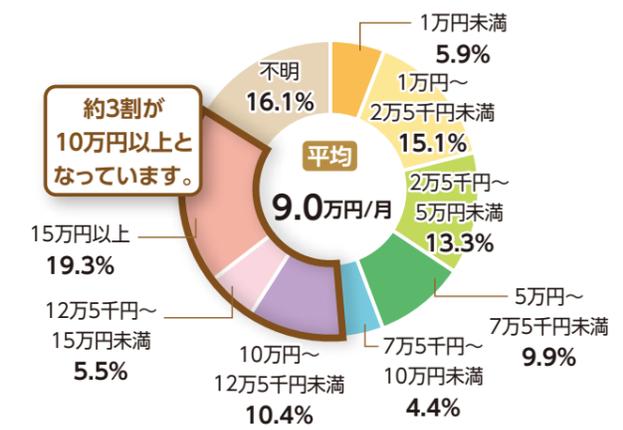
要介護度	状態の目安
要支援1	日常生活はほとんど一人でできるが、一部に見守りや手助けを必要とする状態 起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支えを必要とすることがある。 掃除などの家事の一部に、見守りや手助けを必要とすることがある。
要支援2	日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。 掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。
要介護1	この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が見込まれる人は、要支援2と認定される。
要介護2	軽度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。 食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。 物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。
要介護3	中等度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。 食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。 認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状*がみられることがある。
要介護4	重度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。座位保持に何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状*がみられる。
要介護5	最重度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。意思の疎通ができないことが多い。

*行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。
出典：(公財)生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」

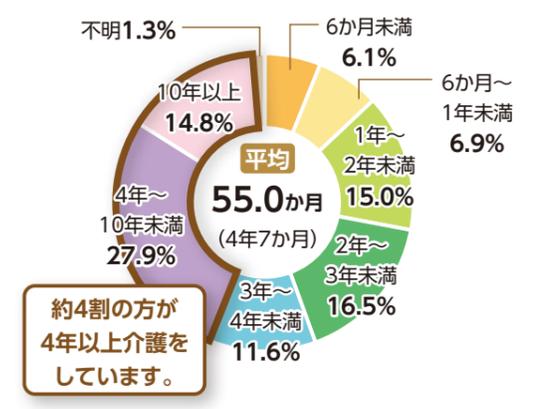
参考：介護への準備、していますか？

費用や年数がかかるケースが多くても、準備をしている人は半分ほどにとどまるようです。

月々の介護費用 (公的介護保険サービスの自己負担費用を含む)



介護期間



出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(2024(令和6)年度)
※端数処理の都合により、合計値が100%にならない場合があります。

自分が要介護状態になった場合の経済的な準備状況

(N=4,844) (複数回答)
※集計対象は18~79歳

準備している	準備していない					わからない	
	預貯金	生命保険	損害保険	有価証券	その他		
53.5%	40.6%	28.0%	8.7%	7.1%	0.2%	43.0%	3.4%

出典：(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(2022(令和4)年度)

この保険は
クーリング・オフ
制度の対象です。



ご契約のお取扱いについて

コース	積立コース		定期支払コース									
契約通貨	米ドル／豪ドル／ユーロ／円											
一時払保険料	<table border="1"> <tr> <td>最低</td> <td>外貨</td> <td>米ドル: 1万米ドル (1米ドル単位) / 豪ドル: 1万豪ドル (1豪ドル単位) / ユーロ: 1万ユーロ (1ユーロ単位) ※円入金特約を付加した場合は、100万円(100円単位)となります。 外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>100万円(1万円単位)</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td colspan="2">20億円 ※契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額</td> </tr> </table>			最低	外貨	米ドル: 1万米ドル (1米ドル単位) / 豪ドル: 1万豪ドル (1豪ドル単位) / ユーロ: 1万ユーロ (1ユーロ単位) ※円入金特約を付加した場合は、100万円(100円単位)となります。 外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。		円	100万円 (1万円単位)	最高	20億円 ※契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額	
最低	外貨	米ドル: 1万米ドル (1米ドル単位) / 豪ドル: 1万豪ドル (1豪ドル単位) / ユーロ: 1万ユーロ (1ユーロ単位) ※円入金特約を付加した場合は、100万円(100円単位)となります。 外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。										
	円	100万円 (1万円単位)										
最高	20億円 ※契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額											
契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)	0歳～90歳											
積立利率適用期間	10年	【米ドル・ユーロ・円】20年 【豪ドル】10年 ※契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年										
契約日	一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日											
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者											
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族											
保険期間	終身											
保険料の払込方法	一時払のみ											
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P35～P36をご覧ください。											
付加できる主な特約	円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、一部解約特約、遺族年金支払特約、年金移行特約(定額保険用)、介護年金移行特約、保険契約者代理特約、指定代理請求特約											
増額	お取扱いいたしません。											
一部解約 (基本保険金額) の減額	外貨	減額後の基本保険金額が 米ドル: 1万米ドル 以上／豪ドル: 1万豪ドル 以上／ユーロ: 1万ユーロ 以上										
	円	減額後の基本保険金額が 100万円 以上										

※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。
くわしくは、P25をご覧ください。

積立コース	円建終身移行特則(契約通貨が外貨の場合) 契約後に解約払戻金の円換算額を原資として円建終身へ移行することにより、円建ての保障を一生涯継続することができます。
契約者のお申し出による移行	契約後であればいつでも、契約者のお申し出により電話または請求書類で円建終身へ移行することができます。
定期支払コース	定期支払特則 契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、定期支払金をお受取りいただけます。
定期支払日	毎年の契約応当日
定期支払額	直近1年間の積立利率による利息相当分
定期支払金の通貨	契約通貨にてお受取りいただけます。(契約通貨が外貨の場合、円支払特約の付加により、円でのお受取りが可能です。)

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	保障基準価格*1および定期支払コースの定期支払金を計算する際に適用される利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル⇔豪ドル)で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*2です。

*1 積立コースで契約通貨が外貨の場合は、円建終身への移行前までの保障基準価格
*2 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、ユーロ(EUR):午前11時00分以降よりご案内しております。
外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル **0120-125-104** **最新の積立利率・為替レートはこちら▶**

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。
くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

費用、解約、税金について

費用、解約、税金については、以下のページをご確認ください。

費用について	解約について	税金について
P31～P33	P25～P27	P40～P41

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

 **ホームページ** プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行
- 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



三井住友海上プライマリー生命ホームページ

<https://www.ms-primary.com>



プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券と同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ
- 円建終身への移行(積立コース) 等



三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

0120-81-8107

(ハイ、パートナー)

受付時間
月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*1をご提供しています。

*1 ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくために

保険契約者代理特約

あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が、契約者に代わって保険契約の所定の手続きや契約内容の照会*2をすることができます。

*2 本特約を付加した場合、保険契約者代理人が契約内容を照会できる「保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約」が自動付加されます。



「保険契約者代理特約」を付加いただいた場合には、ご契約後(中途付加の場合はお手続き完了後)に「保険証券」と保険契約者代理人向けの「お手続き完了のお知らせ」をそれぞれ契約者あてにお送りします。
この「お手続き完了のお知らせ」を契約者から保険契約者代理人へ必ずお渡しいただくとともに、指定したことをお伝えください。

ポイント 1

契約者が認知症などにより手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準じる状態の場合に、保険契約者代理人が代理でお手続き*3することができます。

*3 住所変更、証券再発行、解約・一部解約、各受取口座変更 等
※契約者変更、保険金等の受取人変更など、一部対象外となるお手続きがあります。

ポイント 2

保険契約者代理人は、契約内容をいつでも照会することができます。

ご注意ください

- 保険契約者代理人を**1名指定**できます。
- 保険契約者代理人には、**死亡保険金受取人と同一の方の指定を推奨**します。
- 保険契約者代理人として指定できる範囲、対象となるお手続きについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

指定代理請求特約

あらかじめ指定されたご家族(指定代理請求人)が、被保険者が認知症などにより手続きを行う意思表示が困難となり、保険金等の請求ができない場合に、被保険者に代わって代理でお手続きすることができます。

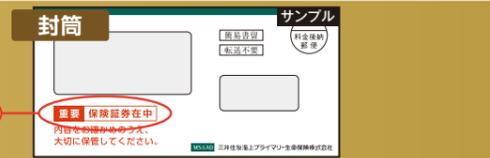
※指定代理請求特約は、被保険者と保険金等の受取人が同一である場合のみ付加することができます。

ご契約後にお届けする書類 ①

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

証券 をお届けします。

重要 保険証券在中



保険証券は契約成立日の翌々営業日に郵送します。

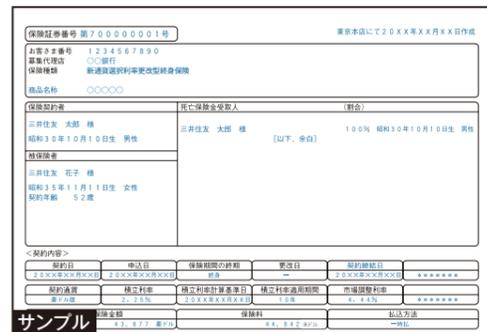
- 三井住友海上プライマリー生命から契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。

※お申込み内容を確認させていただく必要がある場合など、書類の到着までお時間を要する場合があります。

保険証券

【表】

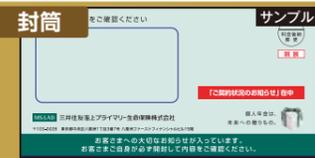
【裏】



※「契約締結時交付書面」、「挨拶状・生命保険料控除証明書」、「プライマリー生命サービスガイド」等、その他書類も同封されます。

毎年 お届けします。

※郵送でご案内する以外に、インターネットでの照会も可能です。



「ご契約状況のお知らせ」をお届けします。

- 毎年1回、三井住友海上プライマリー生命から契約者宛に郵送します。

ご契約日の属する月	作成基準日、発送日
1～3月のお客さま	9月末時点のご契約内容を、10月下旬に郵送します
4～6月のお客さま	12月末時点のご契約内容を、1月下旬に郵送します
7～9月のお客さま	3月末時点のご契約内容を、4月下旬に郵送します
10～12月のお客さま	6月末時点のご契約内容を、7月下旬に郵送します

ご契約状況のお知らせ



ご契約後にお届けする書類 ②

積立コースの場合 にお届けします。

円建終身に移行した場合

「お手続き完了のお知らせ」と「保険証券」をお届けします。

- お申し出により円建終身へ移行した場合は、以下の書類を郵送します。

お手続き完了のお知らせ 保険証券

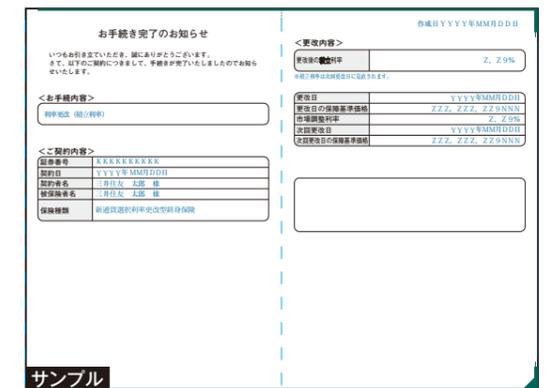


更改日以降

積立利率が更改日に見直されるため、「お手続き完了のお知らせ」をお届けします。

- 更改日以降に、新しい積立利率をお知らせします。

お手続き完了のお知らせ



定期支払コースの場合 にお届けします。

定期支払金の振込み後

「お手続き完了のお知らせ」をお届けします。

- 定期支払金は、定期支払日の翌日から5営業日以内に、ご指定の口座に振込みます。
- 定期支払金の振込後、三井住友海上プライマリー生命より「お手続き完了のお知らせ」を郵送します。

お手続き完了のお知らせ



更改日以降

積立利率が更改日に見直されるため、「お手続き完了のお知らせ」をお届けします。

- 更改日以降に、新しい積立利率をお知らせします。

お手続き完了のお知らせ



契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・ユーロ・円）と2種類のコース＜*＞からそれぞれ1つをご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

＜*＞ 当冊子では、主契約（新通貨選択利率更改型終身保険）または主契約に「円建終身移行特則」を適用した契約を「積立コース」、主契約に「定期支払特則」を適用した契約を「定期支払コース」と表記しています。

※「積立コース」では、契約通貨に外貨を選択した場合、円建終身移行特則が適用されます。

契約通貨建ての一時払保険料は、契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。

『しあわせ、ずっと4』の正式名称は、新通貨選択利率更改型終身保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

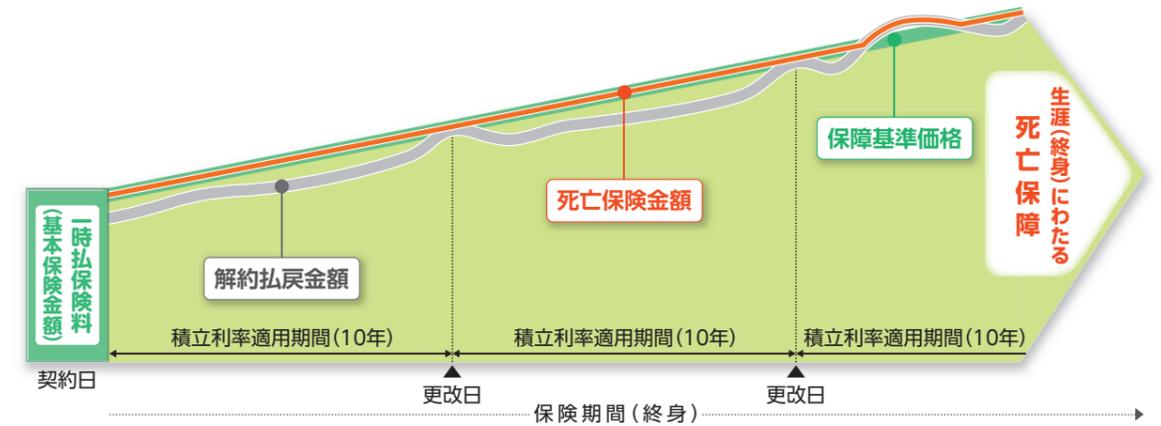
※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

2 2つのコースの概要について

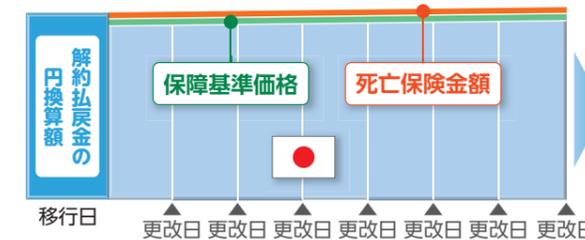
1. 積立コース

- ・ 積立利率適用期間ごとの積立利率を適用し、複利で運用します。
- ・ 契約通貨が外貨の場合、ご契約後、解約払戻金の円換算額を原資とした円建終身に任意で移行することができます。

【イメージ図】



【円建終身へ移行後のイメージ図】



- ※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
- ※ 上図は保険期間を通じて同じ積立利率（円建終身への移行後は円建終身適用利率）で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

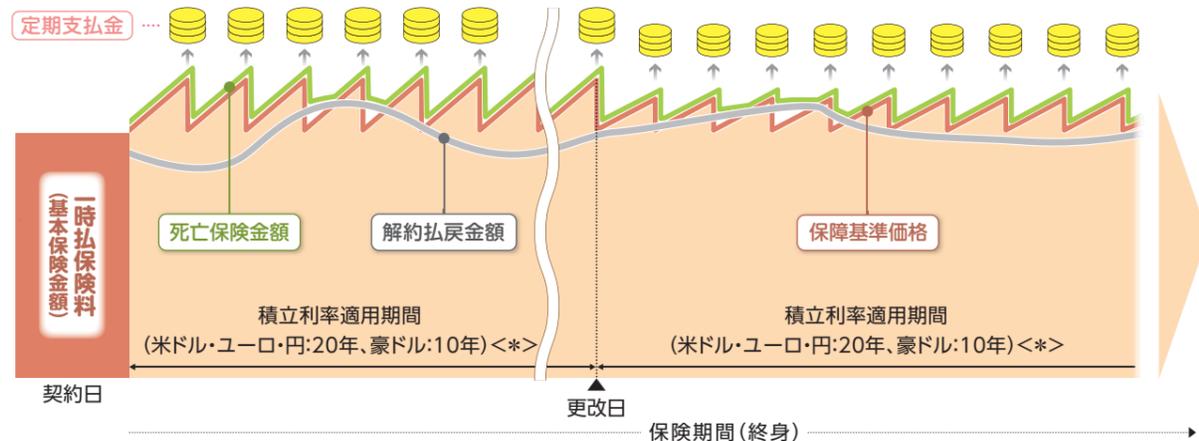


- ・ 円建終身への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- ・ 契約日から10年未満に円建終身へ移行する場合には、解約控除がかかります。
- ・ 円建終身への移行後は、積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、円の短期金利等に基づいて設定され、積立利率適用期間および契約通貨に応じて設定される移行前の積立利率よりも低くなるが見込まれます。

2. 定期支払コース

- ・ 契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約通貨建ての定期支払金（契約日または更改日の積立利率による1年間の利息相当分）を解約控除なしでお支払いします。この定期支払金の額は、一時払保険料に契約日の積立利率を乗じて算出します。
※ 更改日後の定期支払金の額は、一時払保険料に更改日における積立利率を乗じて算出します。
- ・ 契約通貨が外貨の場合、円支払特約を付加することで、定期支払金を円でお受取りいただくこともできます。

【イメージ図】



< * > 積立利率適用期間は、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。

※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。



定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払金を差引いた額に改められます。

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日および更改日に適用される積立利率は、選択するコース、契約通貨、積立利率適用期間、被保険者の年齢によって異なります。この積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。更改日に改められた積立利率は、契約者宛に郵送で通知します。
- 積立利率適用期間は、選択するコースおよび契約通貨に応じて異なります。積立コースは、契約通貨にかかわらず10年となります。定期支払コースは、契約通貨が米ドル、ユーロ、円の場合は20年、豪ドルの場合は10年となります。ただし、定期支払コースにおいて、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上のときは、契約通貨にかかわらず10年となります。
- 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※ 詳細については、P.31の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。
- 積立利率と一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）は、選択するコースに応じて次のとおりとなります。

<積立コースの場合>

- ・ 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。
- ・ 積立利率は、積立利率適用期間満了時における保障基準価格の一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）と同じになります。なお、解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。

<定期支払コースの場合>

- ・ 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に積立利率を適用して経過した期間により計算します。なお、定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。
- ・ 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額（定期支払金の受取ではその既払額との合計額）の、一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。

4 保障の内容について

被保険者の生涯にわたり、死亡保障が継続します。

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
	① 被保険者が死亡された日における保障基準価格 ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額 ※ 積立コースで円建終身へ移行した場合の死亡保険金は、被保険者が死亡された日における保障基準価格となります。



- ・ 免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 定期支払コースにおいて、死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、既に支払った定期支払金を差引いた額とします。

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお支払いいただきます。円を受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル/豪ドル/ユーロ)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)でお支払いいただきます。契約通貨と異なる外貨を受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算(米ドル→豪ドル/豪ドル→米ドル)し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金および定期支払金等を円でお支払いします。死亡保険金、解約払戻金等については、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日<*>における所定の為替レート、定期支払金については、定期支払日または三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日のいずれか遅い日<*>における所定の為替レートを用いて円換算し、お支払いします。

● 一部解約特約

ご契約の一部を解約(基本保険金額を減額)することができます。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 年金移行特約(定額保険用)

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、契約者にかわって解約等のお手続きを行うことができます。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

<*> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱いについて

コース		積立コース	定期支払コース
契約通貨		米ドル/豪ドル/ユーロ/円	
一時払 保険料	最低	外貨	1万契約通貨(1契約通貨単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、100万円(100円単位)となります。 外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。
		円	100万円(1万円単位)
	最高	20億円 ※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳~90歳	
積立利率適用期間		10年	【米ドル・ユーロ・円】20年 【豪ドル】10年 ※ 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年
保険期間		終身	
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額		お取扱いいたしません	
一部解約 (基本保険金額の減額)	外貨	減額後の基本保険金額:1万契約通貨以上	
	円	減額後の基本保険金額:100万円以上	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

8 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部(一部解約特約付加)を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約の全部を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約(一部解約)による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。なお、円建終身への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。

- 解約控除額は、契約日から解約日(一部解約日)までの年数が10年未満の場合に、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料<*1>に乗じた金額となります。
- 解約(一部解約)時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日(一部解約日)の保障基準価格}<*2> - \text{B 市場調整額}$$

$$\text{B 市場調整額} = \text{A 解約日(一部解約日)の保障基準価格}<*2> \times \left\{ 1 - \left[\frac{1+i<*4>}{1+j<*5>} \right]^{\text{残存月数}<*6>/12} \right\}$$

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料}<*1> \times \text{所定の解約控除率}<*7>$$

市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。ただし、解約日(一部解約日)が更改日の場合、市場調整額は0(ゼロ)とします。

- <*1> 一部解約の場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額となります。
- <*2> 解約の場合は解約日の保障基準価格<*3>となり、一部解約の場合は基本保険金額の減額部分に対応する保障基準価格となります。
- <*3> 保障基準価格は、一時払保険料(基本保険金額)に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。なお、定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。
- <*4> iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。
- <*5> jは、解約日(一部解約日)において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結したと仮定した場合の指標金利です。
- <*6> 残存月数は、解約日(一部解約日)から更改日までの月数です。(端数日は切上げます。)
- <*7> 解約控除率については、P.33をご参照ください。

・ この保険は積立利率適用期間を通じて積立利率が固定される商品です。そのため、ご加入にあたっては、次のような不利益が生じる可能性についてご注意ください。

① 積立利率は、今後、市場金利が上昇した場合でも、適用中の積立利率は見直されません(上昇しません)。

② また、ご契約を解約すると、解約控除と市場調整の影響により解約払戻金が減少し、元本割れする可能性があります。



・ 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。

・ 市場金利が上昇した時点で解約する場合、市場調整により、元本割れする可能性(金利変動リスク)が高くなります。また、解約日から更改日までの期間が長い場合には、市場調整の影響が大きくなります。

・ 解約控除や市場調整のしくみや影響により、一部解約した払戻金額は、一部解約した基本保険金額に対応する一時払保険料より少なくなる可能性があります。また、一部解約をした払戻金額と将来受取る保険金等の合計額が元本割れする可能性があります。

【解約払戻金の例】

<契約例(積立コース、積立利率適用期間:10年)>
 一時払保険料:20,000米ドル 積立利率:4.24% 契約日の指標金利:4.82%

(単位:米ドル)

経過年数 <*1>	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	7.82% (+3%)	5.82% (+1%)	4.82% (±0%)	3.82% (-1%)	1.82% (-3%)
1年	15,092	18,060	19,768	21,647	25,995
2年	16,380	19,182	20,772	22,504	26,455
3年	17,753	20,356	21,813	23,385	26,919
4年	19,216	21,586	22,894	24,292	27,388
5年	20,776	22,874	24,015	25,224	27,861
6年	22,440	24,223	25,179	26,182	28,339
7年	24,216	25,636	26,387	27,167	28,822
8年	26,111	27,117	27,641	28,181	29,308
9年	28,134	28,668	28,943	29,223	29,799
10年<*2>	30,295	30,295	30,295	30,295	30,295

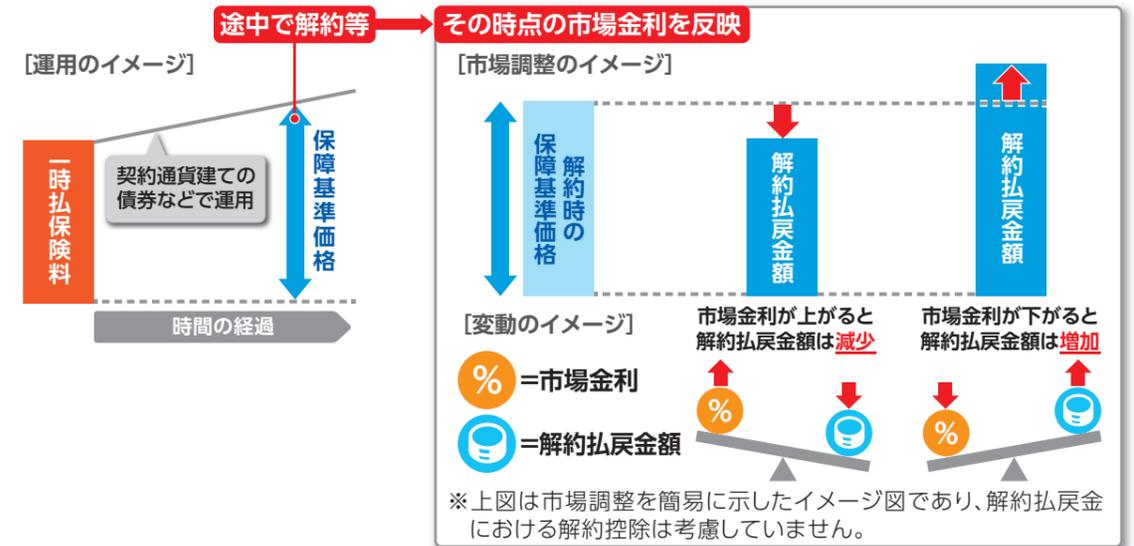
<*1> この列表では、契約日から最初に迎える更改日(契約日から10年)までを年単位の契約当日ごとに表示しています。

<*2> 経過年数10年は、更改日となるため市場調整額は0(ゼロ)となり、市場調整価格は保障基準価格と同額となります。

※()内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

9 市場調整について

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。

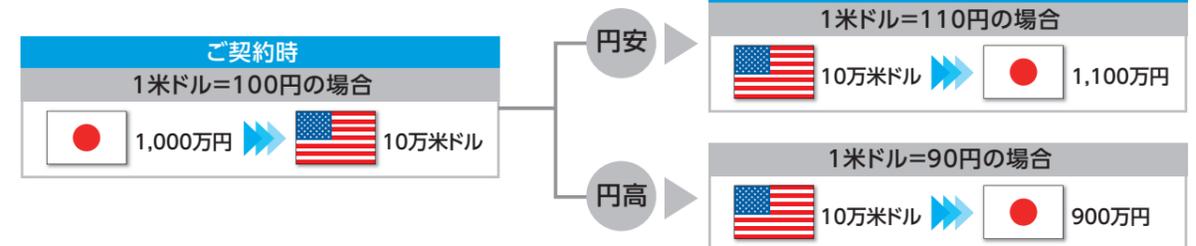


この保険の市場リスクについては、「注意喚起情報」P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。なお、市場リスクと為替リスクについては複合的に発生する場合があります。

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。なお、市場リスクと為替リスクについては複合的に発生する場合があります。

11 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.31の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

12 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。したがって、保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、選択するコース、契約通貨、積立利率適用期間、契約日および更改日における被保険者の年齢によって異なります。

- ※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合、または円建終身へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM + 25銭) ÷ (払込通貨のTTM - 25銭)
定期支払金を除く 保険金等を円で受取る場合または 円建終身へ移行する場合の円支払特約レート	TTM - 50銭

※ 定期支払金を円で受取る場合の為替レートは、TTMが適用されます。

● 遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に 責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● **解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用**

契約日から解約等の日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料（一部解約をされる場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額）に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ **契約日からの経過年数ごとの解約控除率**

契約通貨	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
外貨	6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%
円	3%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%	1.5%

契約通貨	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
外貨	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
円	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	0%

※ 積立コースで円建終身へ移行後は、解約控除の適用はありません。



2. この保険のリスクについて

● **為替リスクについて**

この保険は、契約通貨が外貨の場合において、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● **市場リスクについて**

この保険を解約等する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金・年金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

円入金特約または外貨入金特約を付加<*>して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。(例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。)

<*> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等される場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできません。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。なお、円建終身への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。

詳細については、「契約概要」P.25の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

- 為替リスクについては、P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

・ 被保険者が入院中の場合

次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。

- (1) 継続入院中の一時帰宅
- (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
- (4) 余命宣告を受けた場合
- (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定

- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合、次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)
定期支払金	定期支払金の支払日	
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	対顧客電信買相場 (TTB)
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約、一部解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*1> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

● 定期支払金に対する課税

定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税(雑所得) + 住民税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金 / 終身介護年金	所得税(一時所得) + 住民税
		年金総額保証付 終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税<*2>
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税

<*2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2025年6月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

年金移行特約(定額保険用)または介護年金移行特約が付加され、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

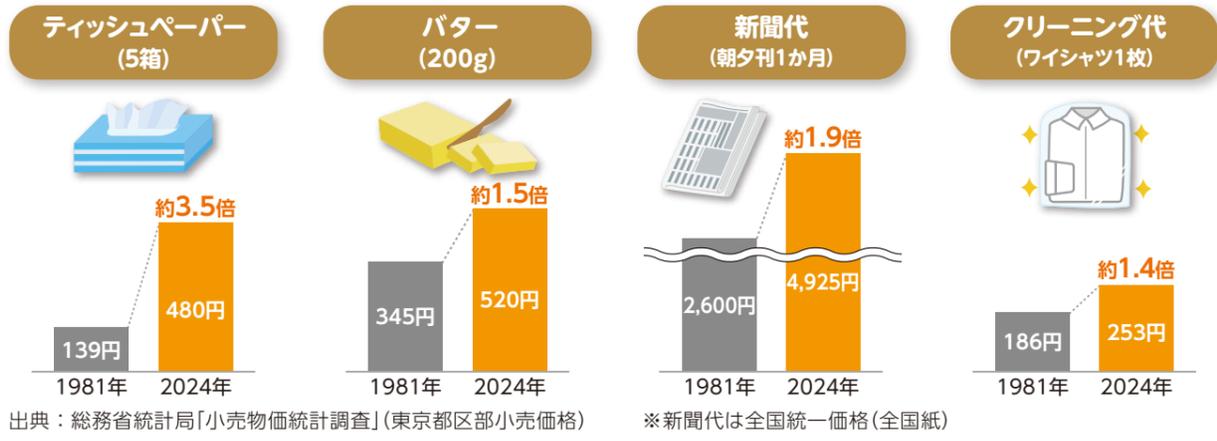
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

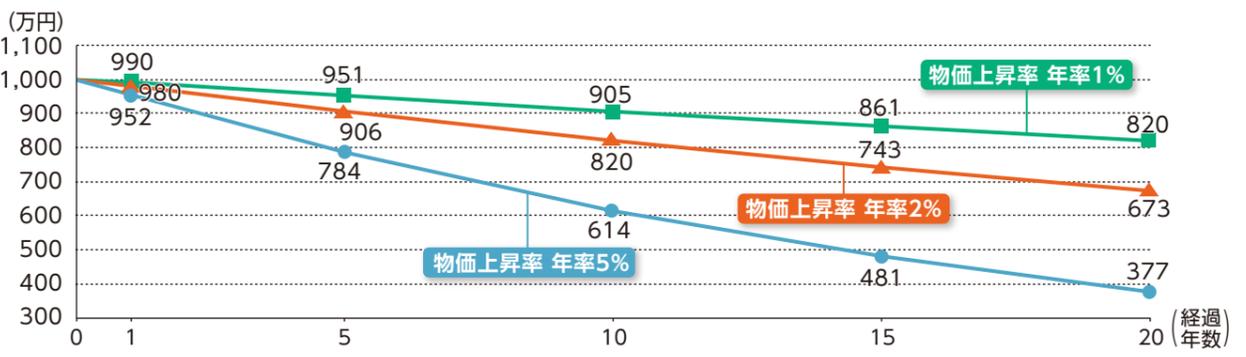
「通貨の分散」を考えてみませんか？

日本はさまざまなものを輸入に頼っており、今後、円安になった場合の物価上昇への備えが必要かもしれません。

物価上昇の例



物価上昇による現金価値の目減り (1,000万円の場合)



例えば… 現金1,000円でケーキ購入

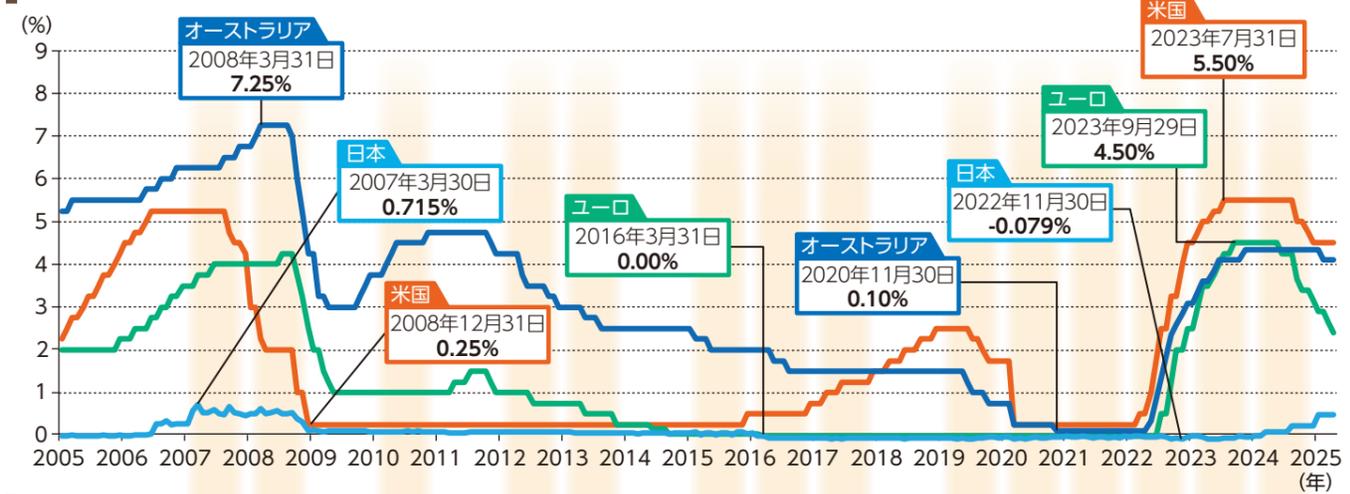


外貨運用は心配もあるけど…

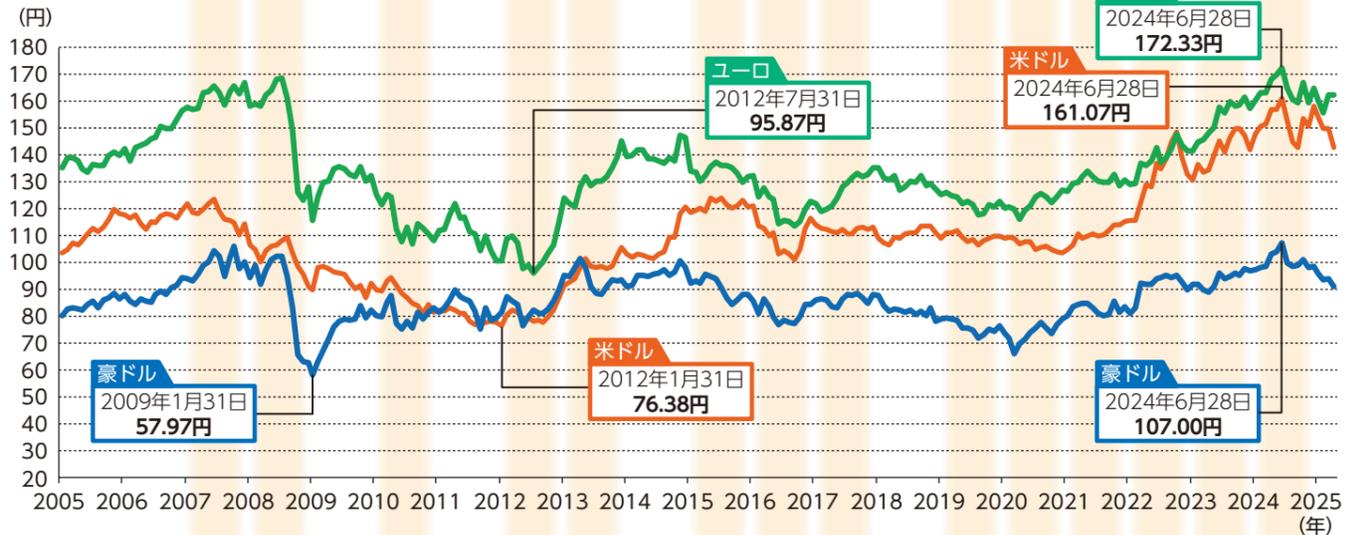
確かに為替相場の変動などリスクはありますが、円だけでなく外貨の資産を持つことは、「**リスクを分散する**」意義がありますよ。



政策金利の推移 (2005年1月～2025年4月)



対円為替の推移 (2005年1月～2025年4月)



- 2007年 サブプライム深刻化
- 2008年 米国大手金融機関破綻
- 2010年 ギリシャ危機
- 2012年 アベノミクス発案
- 2013年 日銀量的質的緩和
- 2015年 米国ゼロ金利政策解除
- 2016年 トランプ氏勝利
- 2017年 米大統領選
- 2017年 日経平均が史上最長となる16連騰を記録
- 2019年 新元号「令和」
- 2020年 新型コロナウイルス 感染拡大
- 2021年 パリンピック開催
- 2021年 東京オリンピック・パラリンピック開催
- 2022年 ウクライナ侵襲
- 2023年 「5類」に移行
- 2023年 新型コロナウイルス 新型
- 2024年 日銀マイナス金利政策解除

【データ:政策金利】

米国：Federal Funds Rate、
ユーロ：Main Refinancing Operations、
オーストラリア：Cash Rate Target
日本：無担保コール翌日物レート

【データ出典】

Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成

【データ期間】

2005年1月～2025年4月の毎月末における数値を記載

※上記グラフは過去の政策金利および対円為替の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものではありません。

また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。
募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましても一切責任を負いません。

参考3：定期支払金の税務について

定期支払コース 定期支払金に対する課税

定期支払コースにおいて、定期支払金を受取った際は、所得税（雑所得）・住民税の課税対象となります。

下記の方法で計算された雑所得の金額が、他の所得と合算されて総合課税により所得税が課税されます。

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受取る定期支払金} - \text{必要経費}$$

定期支払金受取時の課税の計算例

<前提条件>

- 一時払保険料（基本保険金額）：100,000米ドル
- 円換算後の一時払保険料：1,000万円（円入金特約付加あり。換算為替レート：100円）
- 積立利率：2.5% ■ 定期支払額：2,500米ドル（円支払特約付加なし）
- 被保険者の性別：男性 ■ 第1回定期支払日における被保険者の年齢：60歳
- 第1回定期支払日のTTM：95円 ■ 第2回定期支払日のTTM：105円



【必要経費の計算例】

$$\begin{aligned} \text{必要経費割合} &= \frac{\text{円換算一時払保険料}}{\text{第1回定期支払額} \times \text{第1回定期支払日における被保険者の余命年数} + \text{基本保険金額}} \\ &= \frac{10,000,000\text{円}}{(2,500\text{米ドル} \times 95\text{円} \times 19 + 100,000\text{米ドル} \times 95\text{円})} \\ &= 0.713\cdots \Rightarrow 0.72 \text{ (小数点第3位以下を切上げ)} \end{aligned}$$

* 第1回定期支払日のTTMで円換算した金額

$$\text{必要経費} = \text{定期支払額} \times \text{必要経費割合}$$

$$\text{必要経費 (第1回)} = (2,500\text{米ドル} \times 95\text{円}) \times 0.72 = 171,000\text{円}$$

$$\text{必要経費 (第2回)} = (2,500\text{米ドル} \times 105\text{円}) \times 0.72 = 189,000\text{円}$$

⋮

【雑所得の計算例】

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受取る定期支払金} - \text{必要経費}$$

$$\text{雑所得金額 (第1回)} = (2,500\text{米ドル} \times 95\text{円}) - 171,000\text{円} = 66,500\text{円}$$

$$\text{雑所得金額 (第2回)} = (2,500\text{米ドル} \times 105\text{円}) - 189,000\text{円} = 73,500\text{円}$$

⋮

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

必要経費計算用の余命年数*表（所得税法施行令 別表 余命年数表より抜粋）

* 税務上の計算に使用するもので、厚生労働省が発表している平均余命とは異なります。

年齢(歳)	余命年数		年齢(歳)	余命年数	
	男性(年)	女性(年)		男性(年)	女性(年)
1	74	79	47	30	35
2	73	78	48	29	34
3	72	77	49	28	33
4	71	77	50	27	32
5	70	76	51	26	31
6	69	75	52	25	30
7	68	74	53	25	29
8	67	73	54	24	28
9	66	72	55	23	27
10	65	71	56	22	26
11	64	70	57	21	25
12	63	69	58	20	25
13	62	68	59	20	24
14	61	67	60	19	23
15	60	66	61	18	22
16	59	65	62	17	21
17	58	64	63	17	20
18	57	63	64	16	19
19	56	62	65	15	18
20	55	61	66	14	18
21	54	60	67	14	17
22	53	59	68	13	16
23	52	58	69	12	15
24	51	57	70	12	14
25	50	56	71	11	14
26	50	55	72	10	13
27	49	54	73	10	12
28	48	53	74	9	11
29	47	52	75	8	11
30	46	51	76	8	10
31	45	50	77	7	9
32	44	49	78	7	9
33	43	48	79	6	8
34	42	47	80	6	8
35	41	46	81	6	7
36	40	45	82	5	7
37	39	44	83	5	6
38	38	43	84	4	6
39	37	42	85	4	5
40	36	41	86	4	5
41	35	40	87	4	4
42	34	39	88	3	4
43	33	38	89	3	4
44	32	37	90	3	3
45	32	36	91	3	3
46	31	36			

ご注意ください

- 本ページでは、「しあわせ、ずっと4」定期支払コースの税務の取扱いの一部を説明しています。注意喚起情報P40～P41の「13.税金のお取扱いについて」もあわせてご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 記載の税務取扱いの内容は2025年6月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

参考4：雑所得の金額による税金の支払い

定期支払金は雑所得の課税対象です

雑所得の金額によって源泉徴収の有無が決まります。

※源泉徴収とは、特定の所得を支払う際に、その支払者(勤務先や生命保険会社等)が所得税を徴収して、国に納付する制度です。

25万円以上の 場合	「雑所得金額×10% (2013年1月1日から2037年12月31日までの間に生ずるものについては、10.21%)」の所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。 ※契約者と受取人が異なる場合は、源泉徴収されません。
25万円未満 の場合	源泉徴収がありません。

源泉徴収が行われていても、課税関係が完結することにはならないため、確定申告で納税額を精算する必要があります。ただし、所得税の還付を受ける場合などは除き、以下のケースに該当する場合、確定申告は必要ありません。

給与所得者	下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要 ① 給与の収入金額が2,000万円以下 ② 給与を1か所から受けていて、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下 ※②の所得金額とは、給与所得および退職所得以外の総収入金額(生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差引いた金額です。
年金所得者	下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要 ① 公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下 ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下 ※②の所得金額とは、①以外の総収入金額(生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差引いた金額です。 ※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。

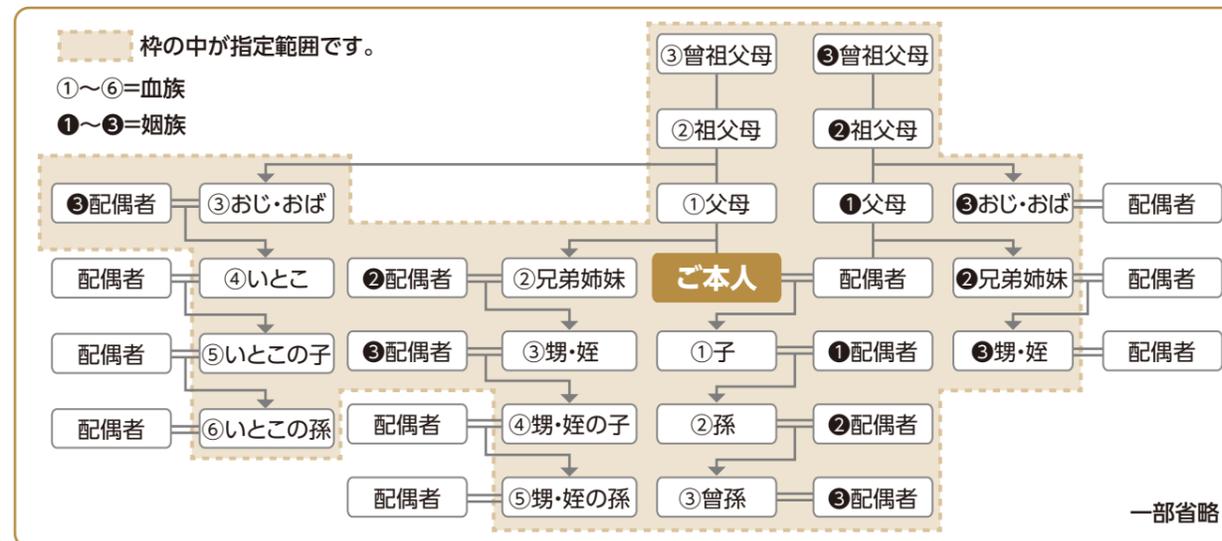
※記載の税務取扱いの内容は2025年6月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。



参考5：相続について

「しあわせ、ずっと4」で円満な相続対策

あらかじめ死亡保険金受取人をご指定いただくことにより、「のこしたい方」に財産をのこすことができます。死亡保険金受取人は、被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

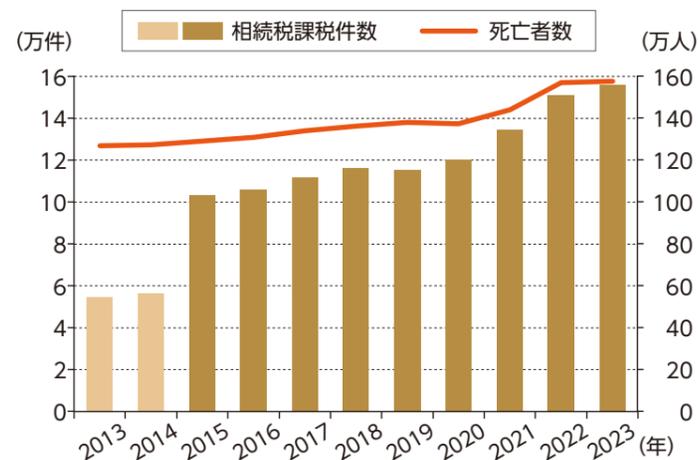


相続対策は他人事ではないかもしれませんが

2015年施行の相続税法の改正以降、相続税の課税件数が倍増し、相続対策はより身近な問題となっています。

相続税課税件数および死亡者数の推移

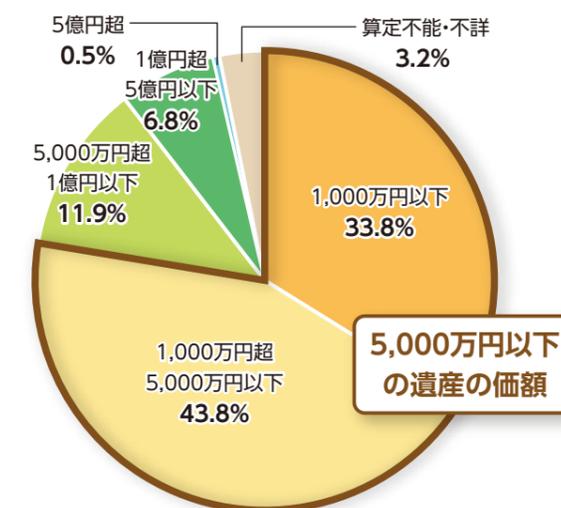
今まで相続税がかからないと思っていた方も、かかる可能性があります。



出典：財務省「相続税の課税状況の推移」
国税庁「令和5年分 相続税の申告実績の概要」

遺産の価額別分割事件割合

全体の約3/4が遺産の価額5,000万円以下です。遺産が少なくても“争族”になってしまうかも。



出典：最高裁判所「司法統計年報(家事事件編)令和5年」
※端数処理の都合により、合計値が100%にならない場合があります。

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

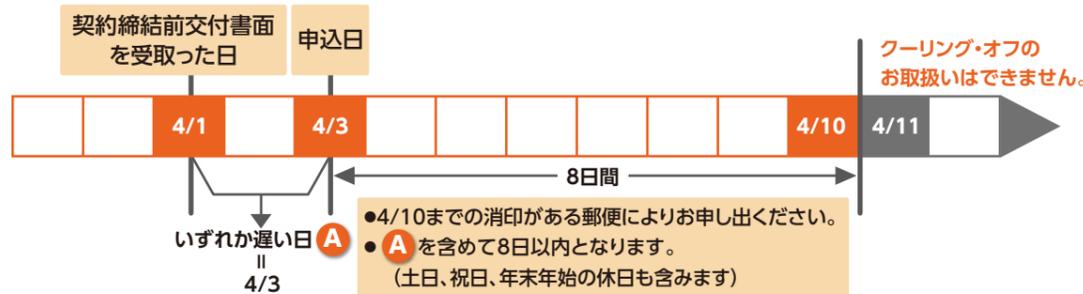


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申出により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P35～P36にてご確認ください。

[イメージ図] (書面で手続きする場合の例)



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「保険期間中にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用」、「解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P31～P33にてご確認ください。



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

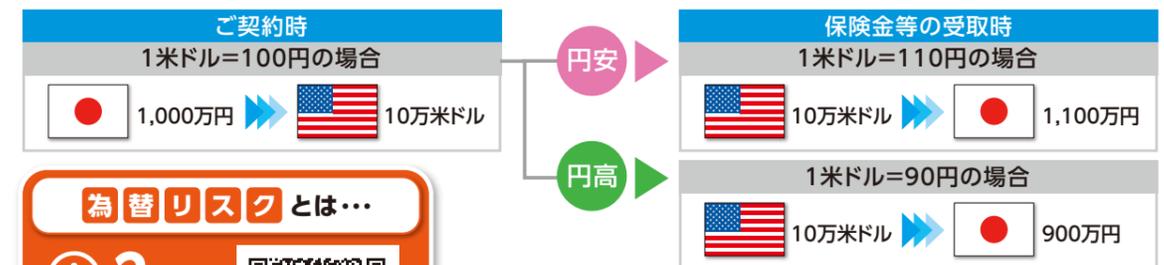


為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P33にてご確認ください。

[為替リスクの例] (米ドル建の場合)



為替リスクとは…

2分でわかる!

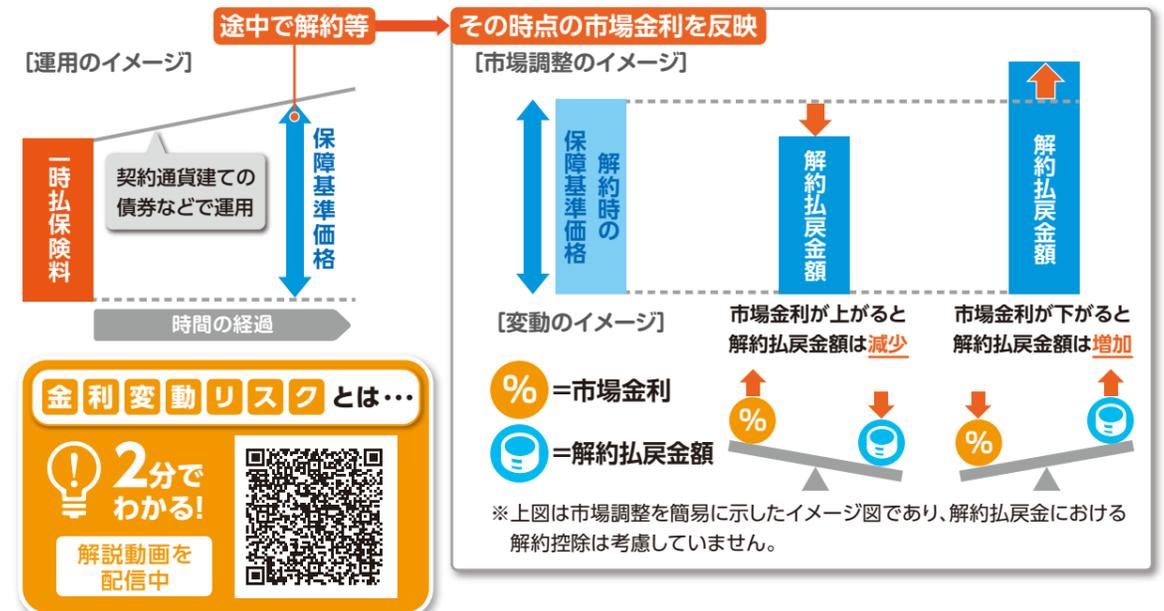
解説動画を配信中



解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P25～P27にてご確認ください。



金利変動リスクとは…

2分でわかる!

解説動画を配信中